

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 16 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)

<p>(防疫等作業職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために_____行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第 4 条の規定は適用しない。</p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、<u>1,500 円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて</u> _____市長が定める額とする。</p>	<p>(防疫等作業職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。)</u>に感染するおそれのある区域において、<u>新型コロナウイルス感染症</u>から市民の生命及び健康を保護するために<u>緊急</u>に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第 4 条の規定は適用しない。</p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、<u>3,000 円の範囲内(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円の範囲内)</u>で市長が定める額とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 5 月 8 日から適用する。